第三十九条の四十二を次のように改める。

第三十九条の四十二　削除

第三十九条の四十五の三第二項中「第六十八条の十第十三項、第六十八条の十の二第十一項」を「第六十八条の十第十一項」に改め、「、第六十八条の十二第十三項」を削り、同条第三項中「第六十八条の十第十三項、第六十八条の十の二第十一項」を「第六十八条の十第十一項」に改め、「、第六十八条の十二第十三項」を削り、同項第二号中「第三十九条の四十第八項第一号」を「第三十九条の四十第七項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十第八項第二号」を「第三十九条の四十第七項第二号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第六十八条の十五の三第一項第六号」を「第六十八条の十五の三第一項第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第六十八条の十五の三第一項第八号」を「第六十八条の十五の三第一項第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第六十八条の十五の三第一項第九号」を「第六十八条の十五の三第一項第七号」に改め、同項第八号中「第六十八条の十五の三第一項第十号」を「第六十八条の十五の三第一項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第六十八条の十五の三第一項第十一号」を「第六十八条の十五の三第一項第九号」に改め、同号を同項第七号とする。

第三十九条の四十九第一項中「次項」の下に「及び第三項第二号」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第六十八条の二十第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる指定集積事業（同項に規定する指定集積事業をいう。）の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十九条第一号に掲げる業種に属する事業　五十億円

二　農林漁業関連業種に属する事業　三十億円

第三十九条の五十及び第三十九条の五十一を次のように改める。

第三十九条の五十及び第三十九条の五十一　削除

第三十九条の五十二の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「第六十八条の二十五第一項」を「第六十八条の二十五第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第六十八条の二十五第一項」を「第六十八条の二十五第二項」に、「第二十八条の七第一項」を「第二十八条の七第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十八条の二十五第一項に規定する政令で定める規模のものは、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が三百四十万円以上のものとする。

2　法第六十八条の二十五第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作した機械及び装置につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該機械及び装置につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該機械及び装置が同項に規定する特定農産加工品生産設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十九条の六十九第一項に次の一号を加える。

七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十又は第六十八条の二十一（第二項に係る部分に限る。）の規定

第三十九条の七十一第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十九条の七十四第一項から第十二項までを削り、同条第十三項を同条とする。

第三十九条の八十五の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「同号の固定資産」を「同条第一項の連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する特定船舶（同項に規定する特定船舶をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第一項」を「同項」に、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に、「固定資産について」を「特定船舶について」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「固定資産」を「特定船舶」に、「をいう。以下この条」を「をいう。第四項及び第六項」に、「法第六十八条の五十八第三項に規定する準備金設定資産（以下この条」を「同条第三項に規定する準備金設定特定船舶（次項及び第十四項」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、「、同項第二号中「他の者（」とあるのは「他の者（当該炉が第三項に規定する適格合併等により移転を受けたものである場合における当該適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等を除き、」と」を削り、同条第四項中「同号に規定する特定船舶（以下この項及び次項において「特定船舶」という。）」を「同条第一項の連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する特定船舶」に、「、第一項第一号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「同条第四項」を「法第六十八条の五十八第四項」に、「固定資産」を「特定船舶」に改め、同条第六項中「又は築造」を削り、「固定資産と」を「連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する特定船舶と」に、「他の資産」を「他の船舶」に、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「固定資産を」を「特定船舶を」に、「建造し、若しくは築造した」を「建造した」に、「建造若しくは築造」を「建造」に、「固定資産に」を「特定船舶に」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「固定資産（」を「特定船舶（」に、「固定資産に」を「特定船舶に」に、「金額とし、適格合併等により当該固定資産」を「金額とし、適格合併等により当該特定船舶」に、「固定資産の移転を受けた場合」を「特定船舶の移転を受けた場合」に改め、「、同項第二号中「、当該認定した月数」とあるのは「当該認定した月数とし、適格合併等により当該固定資産の移転を受けた連結親法人又はその連結子法人である場合には当該適格合併等に係る被合併法人等又は当該被合併法人等の連結親法人の納税地の所轄税務署長が認定した月数とする。」と」を削り、同条第九項中「固定資産」を「特定船舶」に、「及び名称、その所在する場所」を「、名称及び船籍港」に改め、「又は月数」を削り、同条第十項中「又は月数」を削り、同条第十一項中「又は月数」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に改め、「第一項又は」を削り、同条第十三項中「場合（第三十三条の七第十項」を「場合（同条第十項」に、「固定資産」を「特定船舶」に改め、「第一項又は」を削り、同条第十四項中「掲げる準備金設定資産」を「掲げる準備金設定特定船舶」に改め、同項第一号中「がある準備金設定資産」を「がある準備金設定特定船舶」に、「当該準備金設定資産が第一項各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める月数」を「六十月（当該準備金設定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二月）」に改め、同項第二号中「準備金設定資産　当該準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶　当該準備金設定特定船舶」に改め、「若しくは築造」を削り、「当該準備金設定資産が第六項各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める月数」を「六十月（当該準備金設定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二月）」に改める。

第三十九条の九十七第七項中「すべて」を「全て」に改め、「同法第二条第三十六号に規定する」を削る。

第三十九条の七十一第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条又は第八十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十又は第六十八条の二十一（第二項に係る部分に限る。）の規定